

地方裁判所における民事第一審 訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件(全体)の新受件数は、減少傾向が続いていたが、平成 27 年及び平成 28 年は若干増加した。これは、過払金等事件(「金銭のその他」)の新受件数の減少が緩やかになったこと等によるものである。

平均審理期間を見ると、民事第一審訴訟事件(全体)についても、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件についても、若干短縮しているが、争点整理期間は若干長くなっている(平均争点整理期日回数が、前回は全体で2.5回、過払金等事件以外で2.9回であったのが、いずれも若干増加した。)。係属期間が2年を超える事件数については、平成26年(7679件)から増加している。

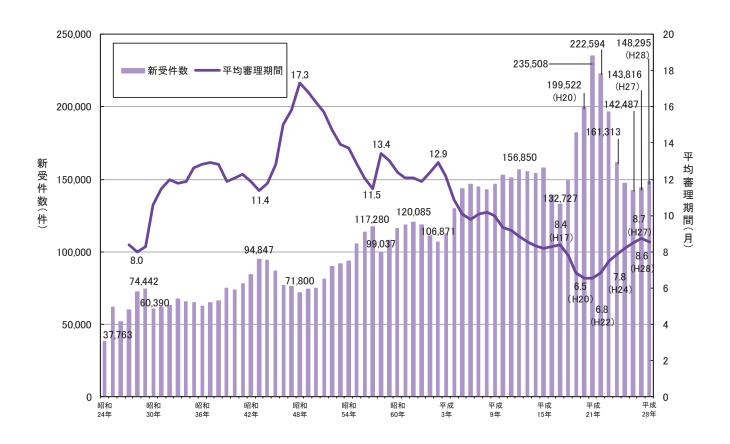
民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別の事件割合については、判決又は取下げで終局した事件の割合(前回はそれぞれ 43.6%, 18.5%)が減少した一方で、和解で終局した事件の割合(前回は34.5%)が増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の3割弱(判決で終局した5割弱の事件のうち、対席判決によるものが6割弱)となっている。

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、人証調べ実施率及び平均人証数)について、前回から大きな変化は見られない。

〇 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件(全体) 1の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))

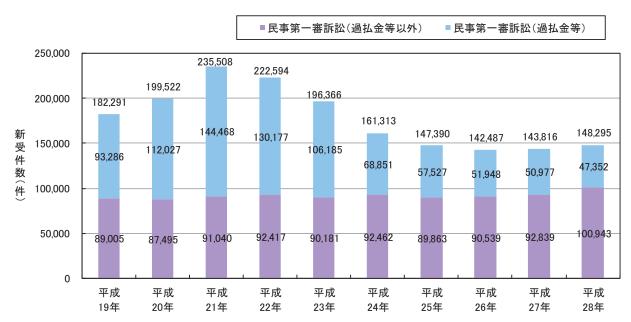


新受件数は、平成 18 年以降に急増し、平成 21 年にピークとなったが (23 万 5508 件) 、その後は減少に転じ、平成 26 年には 14 万 2487 件となった。平成 27 年に若干の増加に転じ、平成 28 年には 14 万 8295 件となっている。過払金等事件²とそれ以外を分けて、最近 10 年間の新受件数の推移を見ると、平成 22 年以降、過払金等事件は引き続き減少しており、過払金等事件以外の新受件数はおおむね横ばいであったが、近年若干増加に転じている(【図 2】)。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成 16 年4月1日以降提起された人事訴訟(人事を目的とする訴え)は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していたが、平成22 年までに全て既済となった。

² 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下参照。過払金等事件を除外する処理を行うに際しては、従前は「金銭のその他」に含まれていたが平成16年4月以降は独自の事件種類区分ができている「建築請負代金」「知的財産金銭」「労働金銭」の3類型についても、従前と同様、除外する処理をしている。ただし、過払金等事件以外の中で、更に事件類型ごとで区別したデータを用いる場合には、上記3類型をも除外する処理は行わないものとする。

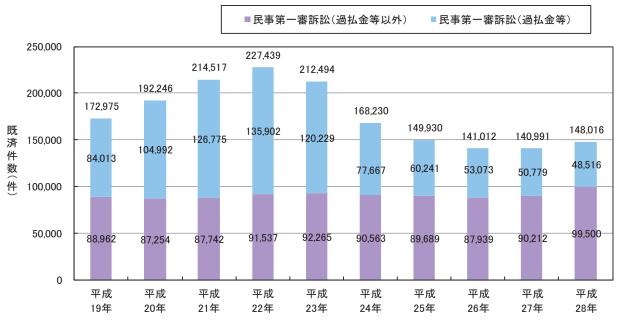
【図2】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

最近 10 年間における既済件数の推移については【図 3】のとおりであり、新受件数の推移とほぼ同様に、平成 22 年にピークとなった後、新受件数の減少に伴って減少していたが、近年の新受件数の増加に伴い平成 28 年には増加し、14 万 8016 件となった(【表 4】)。なお、過払金等事件を除いた既済件数は、ここ数年間は、おおむね横ばいの状態であったが、平成 28 年に増加している(【図 3】)。

【図3】 既済件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



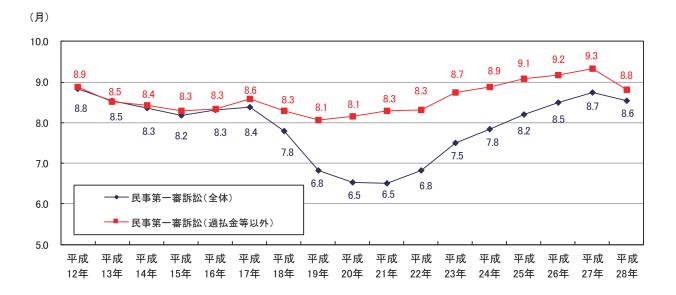
※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

過払金等事件を含めた民事第一審訴訟事件(全体)の平均審理期間(事件の受理日から終局日までの期間の平均値)は、平成18年以降顕著に短縮した後、平成22年以降長期化に転じていたが、平成28年においては、平成27年に比べて若干短縮している(【図1】【表4】【図5】)。過払金等事件を除いた民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、平成18年以降も、おおむね横ばいで推移した後、平成23年以降は長期化傾向が見られたが、平成28年は短縮している(【表4】【図5】)。

【表4】 既済件数及び平均審理期間 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審 訴訟(過払金等以外))

事件の種類	(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	148,016	99,500
平均審理期間(月)	8.6	8.8

【図5】 平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表 6 】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」³(4万4357件)、「その他の損害賠償」(2万8211件)、「建物」(2万3106件)、交通損害賠償(1万4692件)の順に多く、前回までの調査結果と大きな変化はない(第6回報告書24,25頁参照)。平均審理期間については、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」(25.2月)、「医療損害賠償」(24.2月)、「責任追及等」(22.6月)となっている。過払金等事件が多く含まれると考えられる「金銭のその他」の平均審理期間が7.4月(前回は6.8月)と長期化している傾向は、前回と同様である(第6回報告書24頁参照)。

【表6】事件類型別の既済件数及び平均審理期間

	事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
	総 数	148,016	8.6
	売買代金	1,818	8.9
	貸 金	7,001	7.5
	立替金	2,923	3.4
	建築請負代金	1,498	16.5
	建築瑕疵損害賠償	533	25.2
	交通損害賠償	14,692	12.3
金	医療損害賠償	749	24.2
	公害損害賠償	97	11.9
銭	その他の損害賠償	28,211	10.5
	手形金	14	8.9
	手形異議	38	15.8
	金銭債権存否	1,613	8.4
	労働金銭	2,441	14.2
	知的財産金銭	220	13.7
	金銭のその他	44,357	7.4

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	23,106	3.8
土 地	7,276	9.2
土地境界	426	17.2
労 働	959	14.8
知的財産	318	14.2
請求異議	291	8.6
第三者異議	85	9.0
公害差止め	6	18.3
責任追及等	54	22.6
その他	9,290	9.5

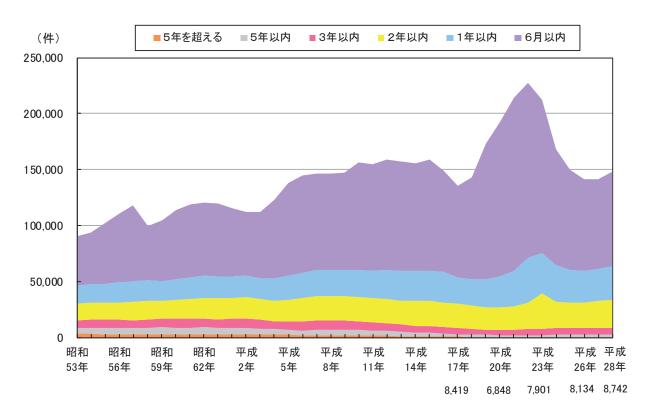
³「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金返還請求訴訟以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編 17 頁脚注3参照)。「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編 18 頁脚注5参照)。「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟を指す(ただし、会社法 847 条の2及び3に基づく訴えは含まれていない。詳細は第5回報告書概況編 44 頁脚注 20 参照)。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(5.7%)と比べ、民事第一審訴訟事件(全体)では5.8%と若干の増加が認められるものの、過払金等事件以外で見ると、6.5%と前回(6.7%)から若干の減少が見られる(第6回報告書25頁【表7】参照)。

【表7】審理期間別の既済件数及び事件割合 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一 審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	148,016	99,500
6 B N th	84,526	55,177
6月以内	57.1%	55.5%
6月超1年以内	29,845	19,296
0月起1年以内	20.2%	19.4%
1年超2年以内	24,903	18,587
1年超2年以内	16.8%	18.7%
2年超3年以内	6,259	4,661
24超34以内	4.2%	4.7%
3年超5年以内	2,130	1,564
0年度0年以内	1.4%	1.6%
5年を超える	353	215
り十で起える	0.2%	0.2%

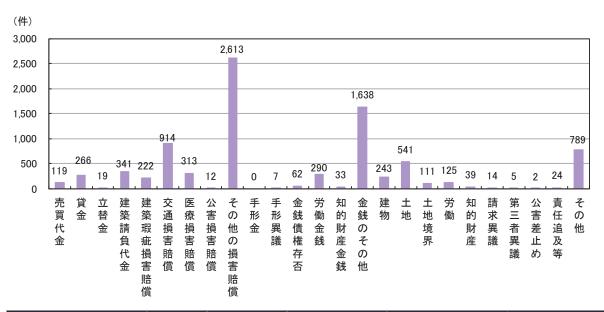
【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

事件類型別の審理期間 2 年超の既済件数を見ると、2 年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」(29.9%)、「金銭のその他」(18.7%)であり、各事件類型における2 年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」及び「医療損害賠償」である点は前回と同様である(【図9】)(第6回報告書27頁【図9】参照)。

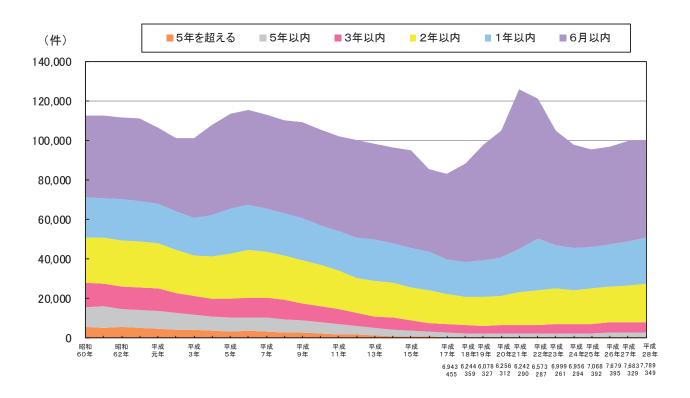
【図9】事件類型別の審理期間2年超の既済件数



	事件の種類	既済件数	全既済件数に対 する割合	審理期間が2年を超 えた既済件数	2年超全事件に対する各 事件類型の2年超事件 の割合	各事件類型における2年 超事件の割合
•	総 数	148,016	100.0%	8,742	100.0%	5.9%
	売買代金	1,818	1.2%	119	1.4%	6.5%
	貸 金	7,001	4.7%	266	3.0%	3.8%
	立替金	2,923	2.0%	19	0.2%	0.7%
	建築請負代金	1,498	1.0%	341	3.9%	22.8%
	建築瑕疵損害賠償	533	0.4%	222	2.5%	41.7%
	交通損害賠償	14,692	9.9%	914	10.5%	6.2%
金	医療損害賠償	749	0.5%	313	3.6%	41.8%
	公害損害賠償	97	0.07%	12	0.1%	12.4%
銭	その他の損害賠償	28,211	19.1%	2,613	29.9%	9.3%
	手形金	14	0.009%	0	-	-
	手形異議	38	0.03%	7	0.1%	18.4%
	金銭債権存否	1,613	1.1%	62	0.7%	3.8%
	労働金銭	2,441	1.6%	290	3.3%	11.9%
	知的財産金銭	220	0.1%	33	0.4%	15.0%
	金銭のその他	44,357	30.0%	1,638	18.7%	3.7%
	建 物	23,106	15.6%	243	2.8%	1.1%
	土 地	7,276	4.9%	541	6.2%	7.4%
	土地境界	426	0.3%	111	1.3%	26.1%
	労 働	959	0.6%	125	1.4%	13.0%
	知的財産	318	0.2%	39	0.4%	12.3%
	請求異議	291	0.2%	14	0.2%	4.8%
0000000	第三者異議	85	0.06%	5	0.06%	5.9%
	公害差止め	6	0.004%	2	0.02%	33.3%
	責任追及等	54	0.04%	24	0.3%	44.4%
	その他	9,290	6.3%	789	9.0%	8.5%

各年 12 月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図 10】のとおりである。係属期間が 2 年を超える事件の数は、平成 19 年まで減少傾向であったが、平成 20 年以降はおおむね増加傾向となっており⁴、平成 28 年は平成 26 年から 110 件増加している。

【図10】 未済事件の係属期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の,下が係属期間が5年を超える事件の数である。

○ 終局区分と審理期間の関係

民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別の事件割合については、前回(判決で終局した事件の割合が43.6%,和解で終局した事件の割合が34.5%,取下げで終局した事件の割合が18.5%)と比べ、判決で終局した事件の割合が41.4%,取下げで終局した事件の割合が16.0%とそれぞれ若干減少した一方で、和解で終局した事件の割合が35.8%と増加した。過払金等事件の影響を除いた場合、判決で終局した事件の割合や和解で終局した事件の割合等が、前回(それぞれ48.8%,35.6%)より若干減少したほか、5割弱が判決で終局し、そのうち6割弱が対席判決となっている。(【表11】)(第6回報告書28頁【表11】参照)

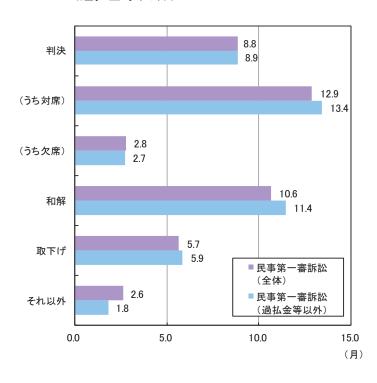
【表11】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第 一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	148,016	99,500
判決	61,323	45,425
刊次	41.4%	45.7%
うち対席(%は判	36,803	26,098
決に対する割合)	60.0%	57.5%
和解	52,957	34,520
イロガキ	35.8%	34.7%
取下げ	23,683	10,957
AX I'I)	16.0%	11.0%
	10,053	8,598
(10以)	6.8%	8.6%

⁴ 上記の傾向に関しては、過払金返還請求訴訟の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の 影響も考えられる(破産法 44 条1項, 民事再生法 40 条1項, 会社更生法 52 条1項等参照)。

終局区分別の平均審理期間は【図12】のと おりであり、前回から大きな変化は見られな い(第6回報告書29頁【図13】参照)。

【図12】終局区分別の平均審理期間 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))



〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔5は【表 13】のとおりである。民事第一審訴訟事件(全体)でも過払金等事件以外でも,前回と比べ,平均期日間隔に変化はなく,平均口頭弁論期日回数が若干減少(前回は,全体及び過払金等事件以外のいずれも 2.2 回)した一方で,平均争点整理期日回数が若干増加した(前回は,全体で2.5 回,過払金等事件以外で2.9 回)。過払金等事件以外では,前回よりも平均審理期間が若干短縮しているものの,平均争点整理期目回数が若干増加していることから,争点整理期間は若干長くなっているといえる(第6回報告書30頁【表 14】参照)。

【表13】 平均期日回数及び平均期日間隔 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴 訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.8	1.8

⁵ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数(準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数)と平均 争点整理期日回数(準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数)の合計値を指す。また、平均期日間隔と は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期 日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日間隔より も長めの数値が出ていると思われることに注意を要する(第1回報告書 20 頁参照)。

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率⁶(準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備 手続のいずれかが実施された事件の割合)は、

【表 14】のとおりであり,前回(全体では38.5%,過払金等事件以外では43.7%)から若干増減はあるものの大きな変化は見られない(第6回報告書30頁【表15】参照)。

【表14】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審 訴訟(過払金等以外))

	事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	59,614	43,196
続 整理	実施率	40.3%	43.4%

人証調べ実施率及び平均人証数⁷は【表 15】のと おりである。

第5回報告書概況編37頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件(全体)における平均人証数はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ10年間おおむね横ばい状態であり、平成28年においては、民事第一審訴訟事件(全体)と過払金等事件以外のいずれも2.7人となっていて、前回(それぞれ2.8人、2.7人)とほぼ同様である(第6回報告書30頁【表16】参照)。

民事第一審訴訟事件(全体)の人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成18年以降急激に減少し平成22年に10.3%となった後、平成23年に増加に転じ(第5回報告書概況編38頁【図

【表15】 人証調べ実施率及び平均人証数 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審 訴訟(過払金等以外))

	事件の種類		民事第一審訴訟 (過払金等以外)
ر	に証調べ実施率	14.6%	16.6%
	平均人証数	0.4	0.4
うち平均証人数		0.1	0.1
3.	うち平均本人数	0.3	0.3
人 証 調	平均人証数	2.7	2.7
ベ実	うち平均証人数	0.9	0.9
施 事 件	うち平均本人数	1.8	1.8

21】参照), 前回は 15.9%であったが, 平成 28 年は 14.6%と減少している。過払金等事件以外での人証調べ実施率は, 平成 20 年以降, 18%から 20%の範囲内でおおむね横ばいで推移していたが, 平成 28 年には 16.6%となっている。(【表 15】) (第 5 回報告書概況編 38 頁【図 21】, 第 6 回報告書 30 頁【表 16】参照)

⁶ ただし、それほど複雑ではなく1回1回の期日に時間を掛ける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、 口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理実施率は飽くまでも目安に過ぎない。

⁷ 平均人証数は,平均本人数と平均証人数の合計である。ただし,端数処理の関係上,平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回よりも若干長くなっている(前回は 20.0 月)が、平均人証調べ期間⁸はほぼ同様である(前回は 0.4 月)のに対し、平均争点整理期日回数が若干増えている(前回は 6.7 回)ことからすると、争点整理期間が若干長くなったことによるものといえる。(【表 16】【表 17】)(第6回報告書 31 頁【表 17】【表 18】参照)。

【表16】人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	20.6
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表17】 人証調べを実施した事件における平均期 日回数(民事第一審訴訟(全体))

平均期日回数	11.5
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	4.2
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	7.3

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、8割以上の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は約1.5%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである(【表18】)(第6回報告書31頁【表19】参照)。

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	18,880	87.6%
2回	2,342	10.9%
3回	258	1.2%
4回	48	0.2%
5回	13	0.06%
6回	7	0.03%
7回	3	0.01%
8回	6	0.03%
9回	1	0.005%
10回	1	0.005%
11~15回	1	0.005%
16回以上	2	0.009%
合 計	21,562	100.0%

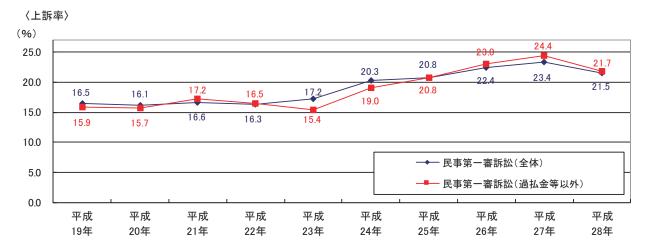
⁸ 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

鑑定・検証の実施状況,上訴率・上訴事件割合%については,【表19】【図20】のとおりである(第6回報告書32頁【表20】参照)。

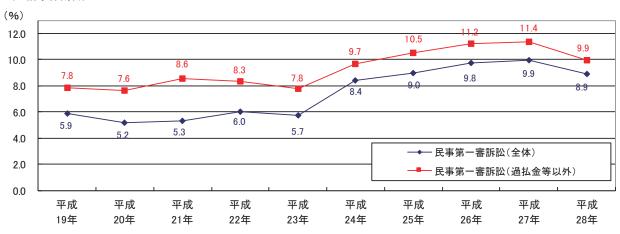
【表19】鑑定及び検証の実施件数及び実施率 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第 一審訴訟(過払金等以外))

哥	事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑	実施件数	731	579
定	実施率	0.5%	0.6%
検	実施件数	216	149
証	実施率	0.1%	0.1%

【図20】 上訴率及び上訴事件割合の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



〈上訴事件割合〉



⁹ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件としては対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

〇 その他

訴訟代理人の選任状況は【表 21】のとおりであり、 過払金等事件を除いた場合、双方に訴訟代理人が選任 された事件の割合が前回(48.7%)より2.2%減少して 46.5%となっているが、長期的にみると増加傾向にあ り、平成22年の40.1%から比べると、6年間で6.4% 増加している(第5回報告書概況編33頁【図16】、 第6回報告書32頁【表22】参照)。

【表21】 訴訟代理人の選任状況 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第 一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に	64,190	46,263
訴訟代理人	43.4%	46.5%
原告側のみ	55,582	31,055
訴訟代理人	37.6%	31.2%
被告側のみ	4,389	3,035
訴訟代理人	3.0%	3.1%
本人による	23,855	19,147
本人による	16.1%	19.2%

1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、平成 21 年以降 700 件台で推移していたが、平成 26 年以降は年間 800 件前後となっている。平均審理期間は、争点整理期間が若干長期化した(平均争点整理期日回数が前回 (8.8回) より若干増加した。) ことに伴って、平成 26 年より若干長期化している。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、前回とは異なり、人証調べ開始前の争点 整理期間が長くなったことで、合計の平均審理期間も平成26年より長期化している。また、人証調べ 実施率及び鑑定実施率については減少傾向が続いている。

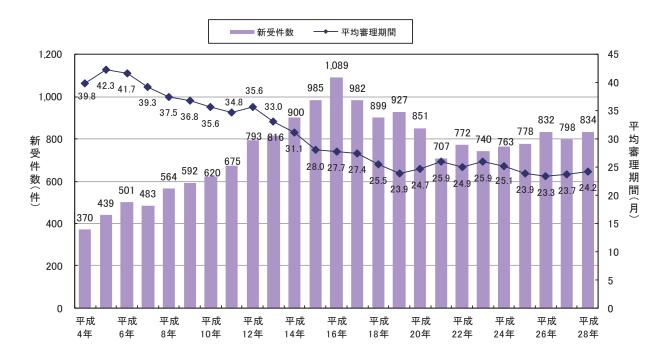
その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合,終局区分別の既済件数及び事件割合)について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年までおおむね増加傾向であったが、それ以降減少傾向に転じ、平成21年以降は年間700件台で推移していたが、平成26年以降は年間800件前後となっている。

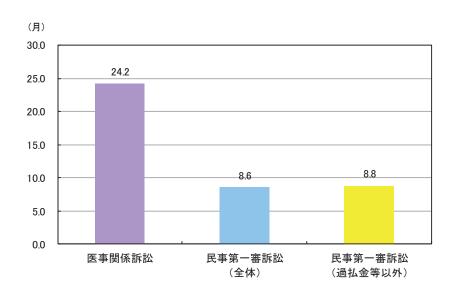
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

平均審理期間については、平成 18 年以降, 23 月から 26 月の範囲内で推移し、平成 28 年は、平成 26 年(23.3月)より若干長期化して 24.2 月となっている(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



〇 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合(41.8%)は、前回(39.6%)より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準である(第6回報告書34頁【表3】参照)。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	749	148,016	99,500
平均審理期間(月)	24.2	8.6	8.8
6月以内	80	84,526	55,177
OHMM	10.7%	57.1%	55.5%
6月超1年以内	98	29,845	19,296
0月起1年以内	13.1%	20.2%	19.4%
1年超2年以内	258	24,903	18,587
1 + 炟 2 + 以内	34.4%	16.8%	18.7%
2年超3年以内	185	6,259	4,661
24/24/40/10/10	24.7%	4.2%	4.7%
3年超5年以内	107	2,130	1,564
3年超3年以内	14.3%	1.4%	1.6%
F / +7 = 7	21	353	215
5年を超える 	2.8%	0.2%	0.2%

〇 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回(48.0%)より5.3%増加して53.3%となっており、民事第一審訴訟事件より高い水準である。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない点も、前回と同様である。(第6回報告書35頁【表4】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	262	61,323	45,425
刊次	35.0%	41.4%	45.7%
うち対席	259	36,803	26,098
(%は判決に対する割合)	98.9%	60.0%	57.5%
和解	399	52,957	34,520
↑□ 万牛	53.3%	35.8%	34.7%
取下げ	38	23,683	10,957
ях ГТ	5.1%	16.0%	11.0%
それ以外	50	10,053	8,598
	6.7%	6.8%	8.6%

〇 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表 5】のとおりであり、前回と同様、8割 を超える事件で双方に訴訟代理人が選任 されている(第6回報告書35頁【表 5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に	621	64,190	46,263
訴訟代理人	82.9%	43.4%	46.5%
原告側のみ	53	55,582	31,055
訴訟代理人	7.1%	37.6%	31.2%
被告側のみ	64	4,389	3,035
訴訟代理人	8.5%	3.0%	3.1%
本人による	11	23,855	19,147
本人による	1.5%	16.1%	19.2%

〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数が若干増加(前回の8.8回から9.4回に増加)したことによって平均期日回数が前回(11.3回)よりも0.6回増加した一方で、平均期日間隔は約2月で変化が見られない(第6回報告書35頁【表6】参照)。このことからすると、争点整理期間が若干長期化しており、これにより平均審理期間が若干長期化したと考えられる。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

	事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
	平均期日回数	11.9	4.7	4.9
	うち平均口頭弁論 期日回数	2.5	2.0	1.9
	うち平均争点整理 期日回数	9.4	2.7	3.0
3	平均期日間隔(月)	2.0	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり,前回と同様,医事関係訴訟の争点整理実施率は8割を超え,民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い水準である(第6回報告書35頁【表7】参照)。

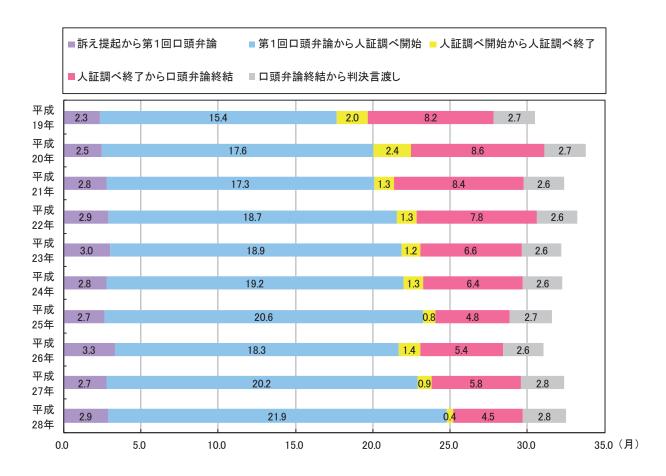
なお、人証調べを実施して判決で終局した事件¹(平成28年において、対象事件数は

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	629	59,614	43,196
続 整理	実施率	84.0%	40.3%	43.4%

209 件であり、医事関係訴訟全体の約 30%を占める。)について、訴え提起から口頭弁論終結までの各段階 ごとの平均期間を見ると、【図 8 】のとおり、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間(この 期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。)は、長期的に見るとおおむね長期化傾向にあるが、人証調べ開始以降の平均期間は、おおむね短縮傾向にある。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移(医事関係訴訟)



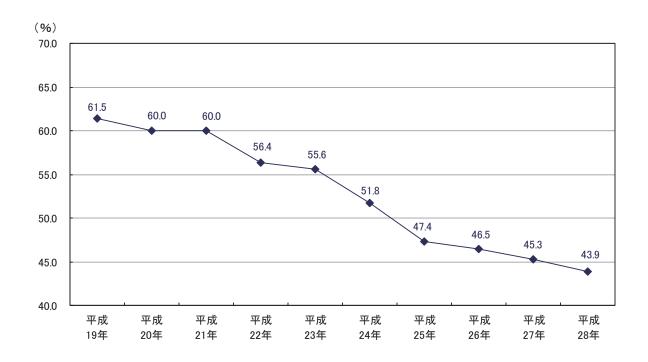
[「]人証調べを実施して判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである(この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。)。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べれば依然顕著に高い水準であるが、人証調べ実施率は平成26年(46.5%)からは減少しており、平成19年以降で見ても減少傾向にある(【図10】)(第6回報告書37頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	43.9%	14.6%	16.6%
平均人証数	1.2	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7	2.7

【図10】 人証調べ実施率の推移(医事関係訴訟)



人証調べを実施した医事関係訴訟における平均審理期間は33.4月であり,前回(33.3月)とほぼ同様となっており,民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間20.6月(前掲Ⅱ.1.1【表16】)と比べて長い傾向が続いている。なお,平均人証調べ期間は,前回(1.4月)に比べて0.8月短くなっている。(【表11】)(第6回報告書37頁【表11】参照)

【表11】 人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間 (医事関係訴訟)

平均審理期間(月)	33.4
平均人証調べ期間(月)	0.6

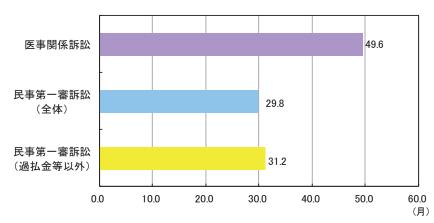
鑑定の実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりであり、鑑定実施率は、民事第一審訴訟事件と比べて一貫して顕著に高い水準であるものの、長期的にみると、平成20年からおおむね緩やかな減少傾向にあり、前回(10.4%)に比べて減少している(第5回報告書概況編72頁【図13】、第6回報告書38頁【表12】参照)。

【表12】鑑定実施件数及び鑑定実施率 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑定	実施件数	58	731	579
定	実施率	7.7%	0.5%	0.6%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、前回(54.9 月)よりも5.3 月短縮している。平均審理期間が民事第一審訴訟事件のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。(第6回報告書38頁【図13】参照)

【図13】鑑定を実施した事件における平均審理期間 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



平均鑑定期間(鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間)は【表 14】のとおりであり、前回(5.2月)から 0.5 月短縮している(第6回報告書 38頁【表 14】参照)。

0.5

6.3

【表14】 平均鑑定期間(医事関係訴訟)

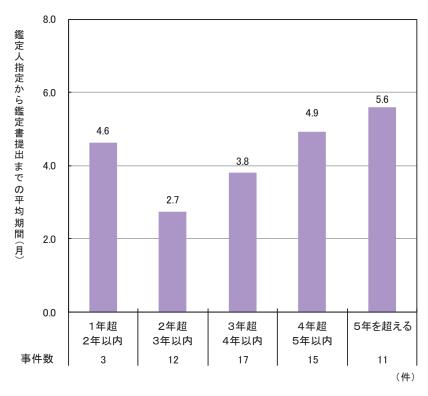
平均鑑定期間(月)	4.7	
		•
鑑定採用から鑑定人指定	までの平均期間([月]

うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)

鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	4.3

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる(第2回報告書48頁【図 59】参照、第3回報告書概況・資料編69頁【図 18】、第4回報告書概況編68頁【図 18】、第5回報告書概況編73頁【図 16】、第6回報告書39頁【図 15】参照)。

【図15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間 (医事関係訴訟)



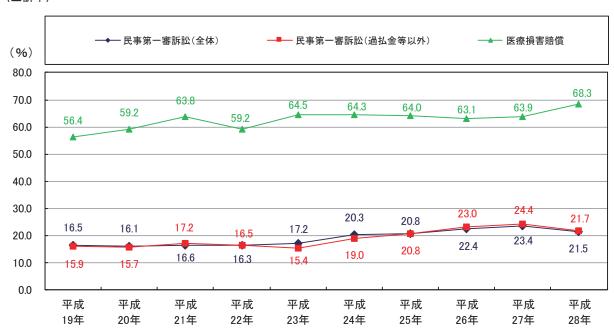
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし

〇 上訴に関する状況

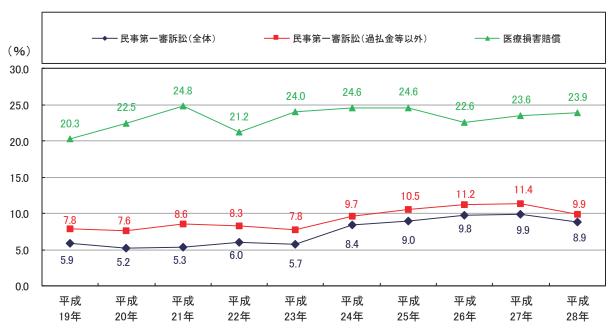
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件より顕著に高い水準である。

【図16】上訴率及び上訴事件割合の推移(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、平成 26 年より若干減少しているが、同年と比べて、①比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合(前回は 46.3%)が5.6%増加したこと、②瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、1.0 月長期化した。また、平均争点整理期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟で前回(10.0 回)より減少した一方で、瑕疵主張のない建築関係訴訟で前回(4.3 回)より増加し、後者の点は、上記②の長期化にも影響したと考えられる。

審理期間別の既済件数及び事件割合について、瑕疵主張のある建築関係訴訟において、6月以内の事件の割合が前回(8.6%)より増加した一方、審理期間が2年を超える事件の割合も前回(37.7%)より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある。

鑑定実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟)は、平成18年以降で最も低い水準となっている。 調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟に係る平均審理期間は、前回(29.8月)より若干長期化した。

その余の主な統計データ (終局区分別の既済件数及び事件割合) について, 前回から大きな変化は見られない。

〇 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟1の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



新受件数は、平成21年にピークを迎えた後、若干の増減を繰り返しており、平成28年は平成26年(2001件)より32件減少している。

平成28年の建築関係訴訟全体の平均審理期間については、平成26年(17.8月)より1.0月長くなっている(【図1】【図2】)(第6回報告書42頁【図2】参照)。この点について、①平成28年は、前回と比べて、審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合が多めであったこと(前回(46.3%)より5.6%増加した(【表3】)(第6回報告書42頁【表3】参照)。)、②瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間が、平成26年(12.0月)より0.8月長くなったこと²の影響があったものと考えられる(②の点については、後にも述べる。)。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編 78 頁脚注1参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償であっても、建築請負代金のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通だといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較などを交えながら記述していくこととしたい(この点は、第6回報告書と同様である。同・41頁脚注1参照)。

² 他方, 瑕疵主張のある建築関係訴訟については, 平成 26 年より 0.1 月短縮している(【図1】)。

(月) 30.0 25.2 24.3 25.0 18.8 20.0 16.5 15.0 12.8 8.6 8.8 10.0 5.0 0.0 建築関係訴訟 建築瑕疵 建築請負 瑕疵主張 瑕疵主張 民事第一審訴訟 民事第一審訴訟 損害賠償 代金 あり なし (全体) (過払金等以外)

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〇 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟において、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(8.6%)より0.6%増加した。他方、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(37.7%)より1.7%増加し、民事第一審訴訟と比べると高い水準にある。また、瑕疵主張のない建築関係訴訟において、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(45.1%)より3.7%減少し、2年を超える事件の割合が前回(12.7%)より2.3%増加している。(第6回報告書42頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	533	1,498	1,054	977	148,016	99,500
(%は建築関係訴訟に対する事件割合)	26.2%	73.8%	51.9%	48.1%	-	_
平均審理期間(月)	25.2	16.5	24.3	12.8	8.6	8.8
6 H N th	49	452	97	404	84,526	55,177
6月以内	9.2%	30.2%	9.2%	41.4%	57.1%	55.5%
6月初1年以内	84	244	165	163	29,845	19,296
6月超1年以内 	15.8%	16.3%	15.7%	16.7%	20.2%	19.4%
1年起2年以内	178	461	376	263	24,903	18,587
1年超2年以内	33.4%	30.8%	35.7%	26.9%	16.8%	18.7%
0年却2年以内	118	218	232	104	6,259	4,661
2年超3年以内	22.1%	14.6%	22.0%	10.6%	4.2%	4.7%
2年初5年以内	83	109	151	41	2,130	1,564
3年超5年以内	15.6%	7.3%	14.3%	4.2%	1.4%	1.6%
5年を超える	21	14	33	2	353	215
り牛を超える	3.9%	0.9%	3.1%	0.2%	0.2%	0.2%

〇 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。全体として前回から大きな変化は見られず、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、判決で終局した事件(3割弱)のほとんどが対席判決によるものであり、民事第一審訴訟事件と比べて取下げ³で終局した事件の割合が高い傾向にある(第6回報告書43頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	159	522	276	405	61,323	45,425
刊人	29.8%	34.8%	26.2%	41.5%	41.4%	45.7%
うち対席(%は判	149	400	265	284	36,803	26,098
決に対する割合)	93.7%	76.6%	96.0%	70.1%	60.0%	57.5%
和解	184	651	428	407	52,957	34,520
个口乃午	34.5%	43.5%	40.6%	41.7%	35.8%	34.7%
お子げ	176	264	320	120	23,683	10,957
取下げ	33.0%	17.6%	30.4%	12.3%	16.0%	11.0%
それ以外	14	61	30	45	10,053	8,598
-(101/91	2.6%	4.1%	2.8%	4.6%	6.8%	8.6%

〇 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表 5 】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟の大半で訴訟代理人が選任されており、民事第一審訴訟事件と比べて訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高いという傾向に変化は見られない。瑕疵主張のない建築関係訴訟においては、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合(59.5%)が、前回(55.6%)より 3.9%増加した一方、本人による事件の割合(5.3%)が、前回(7.3%)より 2.0%減少した 4 。(第 6 回報告書 43 頁【表 5 】参照)

【表5】 訴訟代理人の選任状況(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に	475	1,026	920	581	64,190	46,263
訴訟代理人	89.1%	68.5%	87.3%	59.5%	43.4%	46.5%
原告側のみ	34	374	82	326	55,582	31,055
訴訟代理人	6.4%	25.0%	7.8%	33.4%	37.6%	31.2%
被告側のみ	20	34	36	18	4,389	3,035
訴訟代理人	3.8%	2.3%	3.4%	1.8%	3.0%	3.1%
± 11- ⊢Z	4	64	16	52	23,855	19,147
本人による	0.8%	4.3%	1.5%	5.3%	16.1%	19.2%

³ 取下げ事案の相当部分は, 調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる(第5回報告書概況編 81 頁参照)。なお, 瑕疵主張のある建築関係訴訟の調停成立件数は, 前回(200 件)より増加している(【図 16】)(第6回報告書 48 頁【図 17】参照)。

⁴ 平成 26 年及び平成 28 年において,双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれぞれ 17.7 月,18.0 月であるのに対し,本人による事件の平均審理期間はそれぞれ 3.8 月,4.7 月であり,訴訟代理人が選任された事件の割合の増加自体も,瑕疵主張のない建築関係訴訟全体の平均審理期間の長期化に関連していることがうかがわれる。

〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表 6】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数が前回(12.9回)より若干減少した一方で、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数が前回(6.9回)より若干増加している。瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数の増加は、平均争点整理期日回数(前回は 4.3回)の増加を原因としている。建築関係訴訟全体の平均審理期間が平成 26年(17.8月)より長期化したのは、前述のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の建築関係訴訟全体に占める割合が増加したこと自体にも一因があるとは思われるが、上記の統計データからすると、迅速化の観点からは、争点整理期間の推移(特に瑕疵主張のない建築関係訴訟)について、引き続き注視する必要がある。(第 6 回報告書 44 頁【表 6】参照)

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔 (建築関係訴訟(調停に付された事件を除く)及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	12.7	8.4	12.3	7.2	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.7	2.4	2.7	2.3	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	10.0	6.0	9.5	4.9	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である。瑕疵主張のない建築関係訴訟では、争点整理実施率(58.4%)が前回(55.6%)より2.8%増加している。(第6回報告書44頁【表7】参照)

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事	4件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	484	1,056	969	571	59,614	43,196
続 整理		90.8%	70.5%	91.9%	58.4%	40.3%	43.4%

⁵ 調停に付された事件に関しては, 調停で争点整理が行われることが多い分, 争点整理期日回数は減ることが考えられるが, 他方で, 期日間隔が長くなることがある。そこで, 建築関係訴訟に関する統計データのうち, 平均期日回数及び平均期日間隔については, 調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数,平均人証調べ期間(瑕疵主張のある建築関係訴訟)については【表8】 【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件よりも人証調べ実施率が高く,平均人証数も多い傾向にある 点や,瑕疵主張のある建築関係訴訟において平均人証調べ期間が民事第一審訴訟事件(0.3月)よりも長い 点に,前回から変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟における人証調べ実施率(28.7%)は,前 回(30.6%)より1.9%減少している一方で,瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率 (25.7%)は,前回(25.9%)とほぼ同程度である。(前掲Ⅱ.1.1【表15】【表16】)(第6回報告書45 頁【表8】【表9】参照)

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	27.2%	27.2%	28.7%	25.7%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.9	0.8	0.9	0.8	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.4	3.1	3.3	3.0	2.7	2.7

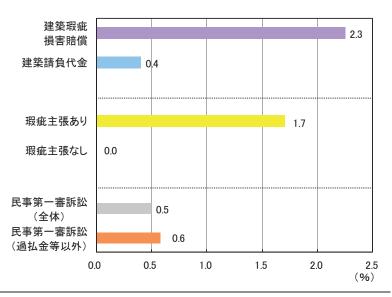
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回(33.0月)より若干長期化している。民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間20.6月(前掲Ⅱ.1.1【表16】)と比べて長い傾向については、前回と同様である。(第6回報告書45頁【表9】参照)

【表9】 人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間(瑕疵 主張のある建築関係訴訟)

平均審理期間(月)	33.7
平均人証調べ期間(月)	0.9

鑑定実施率は【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は前回(2.1%)より更に減少しており、平成18年以降で最も低い水準になっている(この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる6。)(第6回報告書 45 頁【図10】、46頁【図11】参照)。

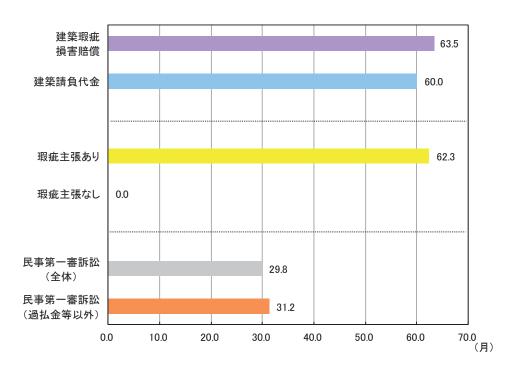
【図10】 鑑定実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



⁶ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 18 年に 37.8%であったものが、 平成 28 年には 49.1%に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、前回から長期化しているが、鑑定実施事件全体の数が少ない(18 件)ことに留意が必要である(第6回報告書 46 頁【図 12】参照)。

【図11】鑑定を実施した事件における平均審理期間 (建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



平均鑑定期間は【表 12】のとおりであり、前回(7.7月)よりも若干長期化している(第6回報告書 47頁【表 13】参照)。

【表12】平均鑑定期間(建築関係訴訟)

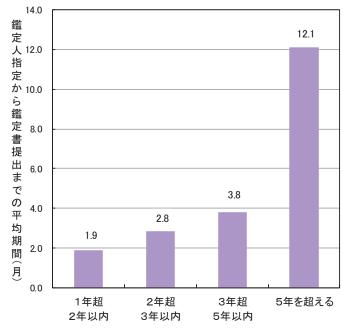
平均鑑定期間(月) 8.6

鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.9
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	3.1

鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	7.7
------------------------	-----

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものは【図13】のとおりであり、前回と比べると、審理期間が2年を超える事件において、全体的に若干長期化しており、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要する傾向が見られる(第5回報告書概況編86頁【図17】、第6回報告書47頁【図14】参照)。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出まで の平均期間(建築関係訴訟)



※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

付調停に関する状況について,調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると,【表 14】のとおり,調停に付された事件の割合は,ここ数年間で最高であった平成24年(35.2%)を上回り,約4割となっている(第5回報告書概況編88頁【図21】,第6回報告書47頁【表15】参照)。

【表14】 付調停事件数及び付調停率(建築関係訴訟)

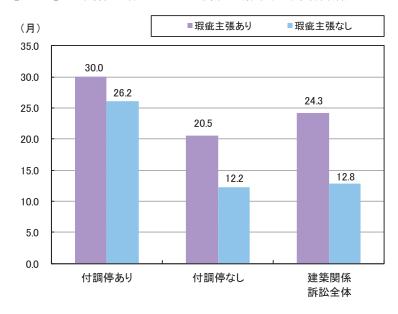
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟 全体
既済件数	1,054	977	2,031
付調停事件数	413	45	458
付調停率	39.2%	4.6%	22.6%

【図 15】のとおり、調停に付された 瑕疵主張のある建築関係訴訟全体の平均 審理期間は、前回(29.8月)より若干 長期化しており、調停成立・調停不成立 の別で見ても、いずれも前回(それぞれ 25.9月、38.9月)より若干長期化して いる(【図16】)(第6回報告書48頁【図 17】参照)。【表 17】のとおり、瑕疵主 張のある建築関係訴訟の平均調停期間は 前回(14.0月)より若干長期化してい る(第6回報告書48頁【表18】参照)。

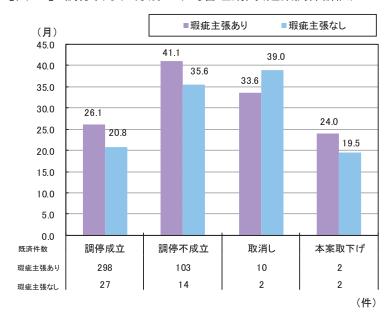
調停に付された事件の方がそうでない 事件よりも平均審理期間が長くなり、調 停に付された事件の中では、不成立とな る事件の方が審理が長期化する傾向につ いても、前回と同様である(調停に付さ れた事件の方がそうでない事件よりも平 均審理期間が長い点については、調停に 付された事件に、建築士等の専門家を調 停委員として加えて進行する必要のあ る、より専門性の高い事案が多いことが 原因として考えられる。)。

なお、瑕疵主張のない建築関係訴訟に おいては、調停成立の事件に係る平均審 理期間が前回(30.0月)より大幅に短 縮しているなど、前回から変動した統計 データもあるが、この事件類型の対象事 件数が45件(前回は42件)と少ないた め、個別事件の影響を受けやすいことに は留意する必要があると思われる。(【図 15】【図 16】【表 17】)(第6回報告書48 頁【図 16】【図 17】【表 18】参照)

【図15】 付調停の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



【図16】調停終了区分別の平均審理期間(建築関係訴訟)



【表17】 平均調停期間及び平均調停期日回数(建築関係訴訟)

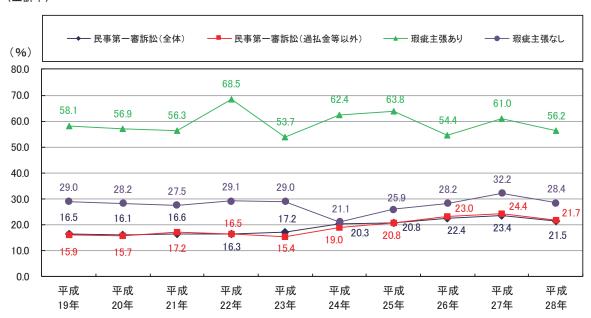
	事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟 全体
付調停	平均調停期間(月)	14.5	9.7	14.0
	平均調停 期日回数	9.7	6.4	9.4

〇 上訴に関する状況

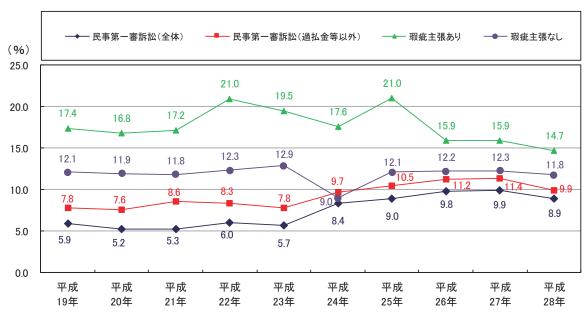
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件と比較的近い水準である。

【図18】上訴率及び上訴事件割合の推移(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数は平成26年より減少した。平均審理期間は、同年と比べて短縮し、平成25年以降短縮傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合(前回は25.5%)及び2年を超える事件の割合(前回は15.5%)が、前回よりいずれも減少した一方で、6月超2年以内の事件の割合が前回(58.9%)より増加した。

その他、人証調べ実施率の増加(前回は10.7%)や人証調べを実施した事件における平均審理期間の 短縮(前回は25.8月)といった点に前回からの変化が見られる。

その余の主な統計データ(訴訟代理人の選任状況,争点整理手続の実施件数及び実施率)について,前回から大きな変化は見られず,民事第一審訴訟事件と比べると,訴訟代理人の選任割合,争点整理手続実施率がいずれも顕著に高い水準であることは,前回と同様である。

事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、約410件から約650件の幅の中で推移しているところ、平成28年の新受件数(495件)は、平成26年(546件)より減少した。

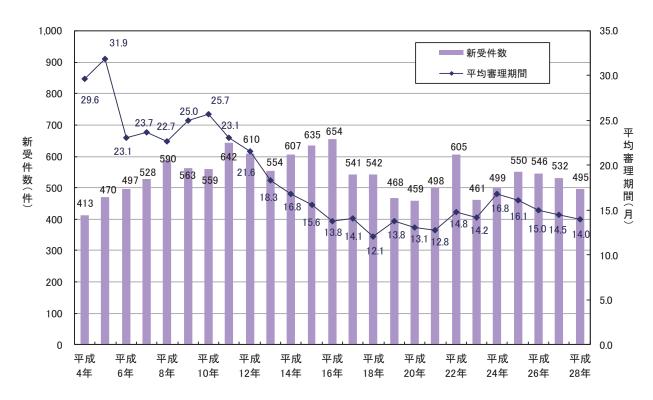
平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善 (特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²) 及び運用面での工夫³が図られたことにより、長期的には、 平均審理期間の短縮が実現し、平成16年以降平成23年までは12月から14月台で推移してきた。平成24年に長くなったが(16.8月)、平成25年以降短縮傾向にあり、平成28年(14.0月)は、上記期間の水準と同程度と なっている(【図1】【図2】)。ただし、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう。

¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す(第1回報告書97頁参照)。

² 制度面の改善による審理への影響等について,第6回報告書50頁参照

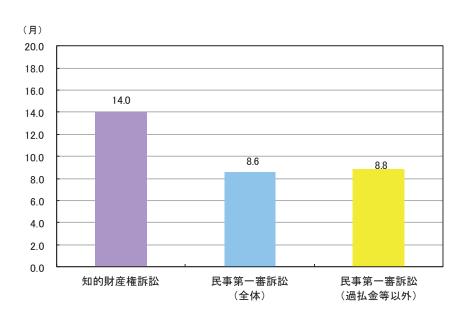
³ 運用面の工夫による審理への影響等について,第6回報告書50頁参照

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



〇 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は 【表3】のとおりである。審理期間が2 年を超える事件の割合は前回(15.5%)より2.1%減少して13.4%となり,6月以内の 事件の割合も前回(25.5%)より1.0%減少して24.5%となった一方,6月超2年 以内の事件の割合が前回(58.9%)より3.2%増加して62.1%となった。前回と同様,民事第一審訴訟事件と比べると,審 理期間が6月以内の事件の割合が低く, 1年を超える事件の割合が高い(48.7%)。(第6回報告書52頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	538	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.0	8.6	8.8
C B N th	132	84,526	55,177
6月以内	24.5%	57.1%	55.5%
	144	29,845	19,296
6月超1年以内	26.8%	20.2%	19.4%
4.7.7.0.7.N.ch	190	24,903	18,587
1年超2年以内	35.3%	16.8%	18.7%
0/T +710/T N/th	57	6,259	4,661
2年超3年以内	10.6%	4.2%	4.7%
0年初5年以中	15	2,130	1,564
3年超5年以内	2.8%	1.4%	1.6%
F/T++7=7	0	353	215
5年を超える	0.0%	0.2%	0.2%

〇 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は 【表4】のとおりである。4割強の事件 が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と 異なりその大半が対席判決であるが (87.7%),他方4割弱の事件が和解で 終局するといった傾向に、前回から大き な変化は見られない(第6回報告書52頁 【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	244	61,323	45,425
刊次	45.4%	41.4%	45.7%
うち対席	214	36,803	26,098
(%は判決に対する割合)	87.7%	60.0%	57.5%
和解	199	52,957	34,520
个U /// // // // // // // // // // // // /	37.0%	35.8%	34.7%
取下げ	68	23,683	10,957
AX PT)	12.6%	16.0%	11.0%
それ以外	27	10,053	8,598
てれい以外	5.0%	6.8%	8.6%

〇 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表5】のとおりであり、8割弱の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第6回報告書52頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に	421	64,190	46,263
訴訟代理人	78.3%	43.4%	46.5%
原告側のみ	64	55,582	31,055
訴訟代理人	11.9%	37.6%	31.2%
被告側のみ	35	4,389	3,035
訴訟代理人	6.5%	3.0%	3.1%
本人による	18	23,855	19,147
本人による	3.3%	16.1%	19.2%

民事第一審訴訟

1.8

民事第一審訴訟

1.8

〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔は【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数は前回(6.9回)より0.7回減少して6.2回となり、平均口頭弁論期日回数は前回(1.5回)より0.2回増加して1.7回となっているが、平均期日間隔に変化はない(第6回報告書53頁【表6】参照)。

(全体) (過払金等以外) 平均期日回数 7.9 4.7 4.9 うち平均口頭弁論 1.7 2.0 1.9 期日回数 うち平均争点整理 6.2 2.7 3.0 期日回数

1.8

(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

知的財産権訴訟

争点整理手続の実施件数及び実施率は 【表7】のとおりであるところ,争点整理 実施率は前回(79.0%)より1.7%増加し て80.7%となり,前回と同様,民事第一審 訴訟事件と比べて顕著に高い水準である (第6回報告書53頁【表7】参照)。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表 8】のとおりである。人証調べ実施率が前 回(10.7%)より2.7%増加して13.4%と なった⁴(第6回報告書53頁【表8】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔

事件の種類

平均期日間隔(月)

事件	井の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	434	59,614	43,196
続 整理	実施率	80.7%	40.3%	

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	13.4%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.4	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.7	2.7

人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間は【表9】 のとおりであるところ,平均審理期間は前 回(25.8月)より2.7月短縮して23.1月と なっているが,平均人証調べ期間に変化は ない(第6回報告書53頁【表9】参照)。

【表9】人証調べを実施した事件における平均審理 期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

平均審理期間(月)	23.1
平均人証調べ期間(月)	0.2

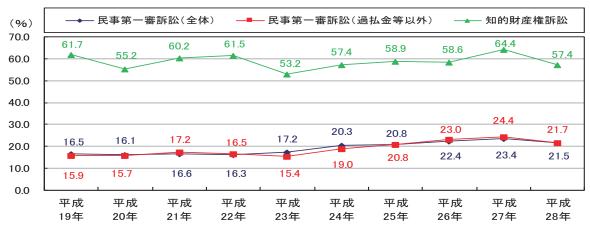
⁴ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である (前掲 II. 1. 2. 1【図 10】及び II. 1. 2. 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぶりずむ 2010 年7月号2頁参照)。

〇 上訴に関する状況

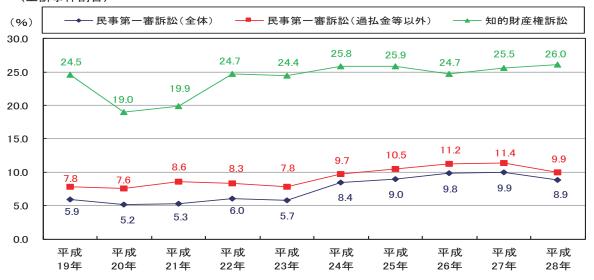
上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べていずれも顕著 に高い水準である。

【図10】上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平 均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間別の事件割合について、6月以内の事件の割合は前回(21.7%)より減少し、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は前回(38.3%)より若干減少したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合が前回(32.0%)より減少したのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(53.7%)より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回 (67.9%)より増加し、労働審判で終局した事件の割合は前回(18.6%)より減少している。労働審判 事件の平均審理期間は、前回(79.5日)より若干短縮した。

事件数及び平均審理期間等

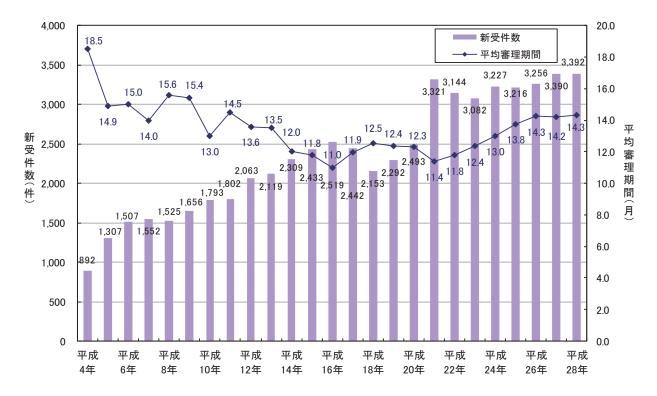
労働関係訴訟1の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移している。その背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

平成28年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回(14.3月)から変化は見られない。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年(18.5月)からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ、前者の事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

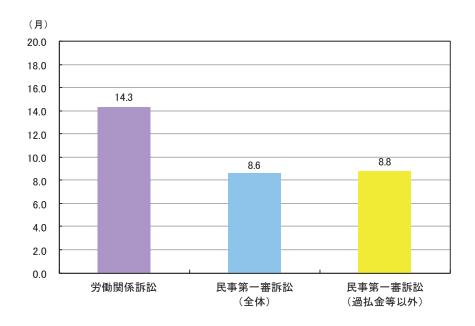
¹ 本報告書において, 労働関係訴訟とは, 事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す(第1回報告書 113 頁 参照)。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



〇 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(21.7%)より1.4%減少して20.3%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回(38.3%)より0.6%減少して37.7%となったが、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は前回(12.2%)より0.1%増加して12.3%となっている(第6回報告書57頁【表3】参照)。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	3,400	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.3	8.6	8.8
6月以内	690	84,526	55,177
0月以内	20.3%	57.1%	55.5%
6月超1年以内	1,013	29,845	19,296
0月起1年以内	29.8%	20.2%	19.4%
1年超2年以内	1,282	24,903	18,587
1 平超 2 平 以 内	37.7%	16.8%	18.7%
2年超3年以内	329	6,259	4,661
2年超3年以内	9.7%	4.2%	4.7%
3年超5年以内	74	2,130	1,564
3 牛炮 3 牛 以 内	2.2%	1.4%	1.6%
5年を超える	12	353	215
つ中で超える	0.4%	0.2%	0.2%

〇 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合が前回(32.0%)より6.0%減少して26.0%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(53.7%)より7.8%増加して61.5%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は前回(10.8%)から2.2%減少し、8.6%となっている(第6回報告書57頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	883	61,323	45,425
十小人	26.0%	41.4%	45.7%
うち対席	831	36,803	26,098
(%は判決に対する割合)	94.1%	60.0%	57.5%
和解	2,090	52,957	34,520
	61.5%	35.8%	34.7%
取下げ	291	23,683	10,957
AX IN I	8.6%	16.0%	11.0%
それ以外	136	10,053	8,598
てれる以外	4.0%	6.8%	8.6%

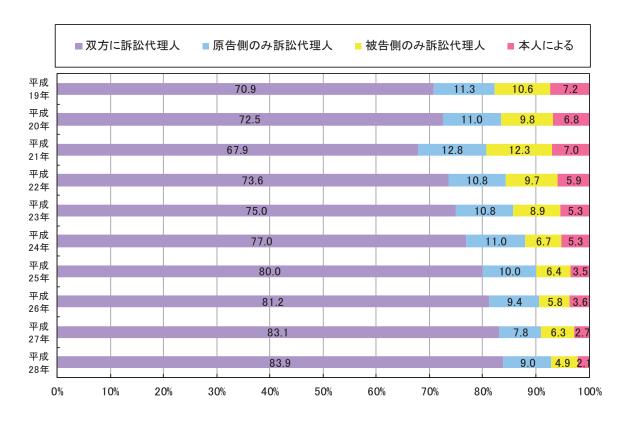
〇 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回(81.2%)から更に増加しているところ、この割合は、平成22年以降一貫して増加している(【図6】)。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること(【図7】)を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

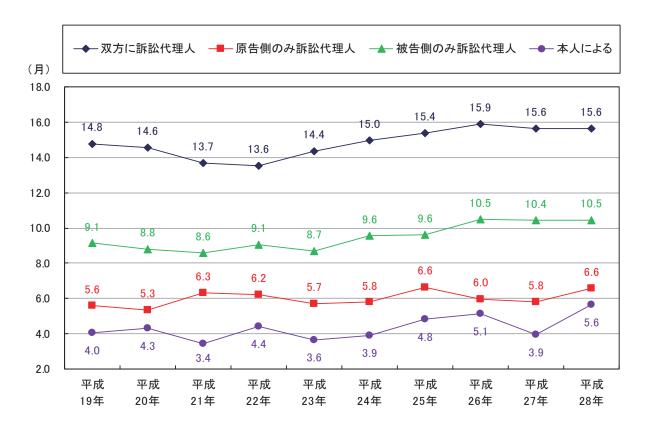
【表5】 訴訟代理人の選任状況 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に	2,852	64,190	46,263
訴訟代理人	83.9%	43.4%	46.5%
原告側のみ	307	55,582	31,055
訴訟代理人	9.0%	37.6%	31.2%
被告側のみ	168	4,389	3,035
訴訟代理人	4.9%	3.0%	3.1%
本人による	73	23,855	19,147
本人による	2.1%	16.1%	19.2%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔 については【表8】のとおりであ る。平均期日回数(前回は8.3回) は若干増加しているところ, その うち, 平均口頭弁論期日回数(前 回は2.8回)は若干減少し,平均 争点整理期日回数(前回は5.5回) は若干増加している (第6回報告 書59頁【表8】参照)。平均期日 間隔(前回は1.7月)に変化は見 られない。労働関係訴訟の平均審 理期間の長期化傾向には争点整理 期間の影響も考えられるため(第 6回報告書59頁参照),その推移 については注視していく必要があ ろう。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	8.5	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	2.6	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	5.9	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

いては【表9】のとおりであり、後者は、前 回 (75.2%) より4.9%増加して80.1%とな った。これは,前回と同様,民事第一審訴訟 事件と比べて顕著に高い水準である(第6回 報告書60頁【表9】参照)。

争点整理手続の実施件数及び実施率につ 【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	2,725	59,614	43,196
続 整理	実施率	80.1%	40.3%	43.4%

人証調べ実施率及び平均人証数について 【表10】人証調べ実施率及び平均人証数 は【表10】のとおりである。人証調べ実施率 は,前回(37.4%)より5.4%減少して32.0% となったが、これは、前記のとおり、判決で 終局した事件の割合が減少し,和解で終局し た事件の割合が増加したことも影響してい るのではないかと考えられる。民事第一審訴 訟事件(過払金等以外)の約2倍の水準であ る点は,これまでと同様である。

(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	32.0%	14.6%	16.6%
平均人証数	1.1	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.3	2.7	2.7

人証調べを実施した事件における平均人

証数は,前回(3.4人)からほとんど変化は見られず,民事第一審訴訟事件よりも多い(第6回報告書60頁【表 10】参照)。労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問 題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される(詳細は、 第3回報告書分析編78頁から84頁参照)。

理期間及び平均人証調べ期間については【表 11】のとおりであり、前者は、前回(20.5月) より0.7月長くなっているが、後者は、前回 (0.3月) から変化は見られない (第6回報 告書60頁【表11】参照)。さらに、審理に比 較的長い期間が必要となる,人証調べを実施

人証調べを実施した事件における平均審 【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理 期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

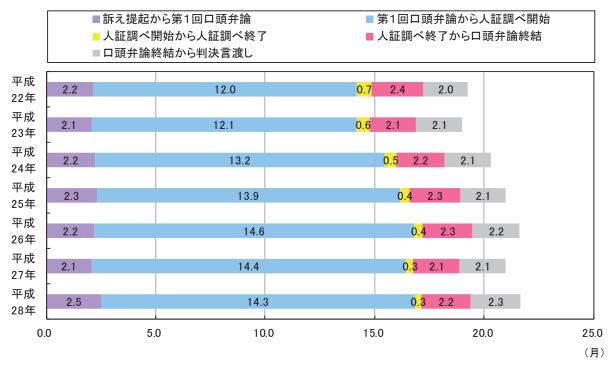
平均審理期間(月)	21.2
平均人証調べ期間(月)	0.3

して対席判決で終局した事件(労働審判手続から移行した訴訟事件2を除く。) 3について、手続段階別の平均 期間の推移を見ると、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整 理期間と考えて良いと思われる。)は、【図12】のとおり、平成26年(14.6月)から0.3月短縮しているが、 平成22年以降,全体として長期化傾向が見られるところであり、今後も、争点整理期間の推移については注 視していく必要があろう。

² 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条1項、 3項. 22条1項). 労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23条)及び労働審判によらない労働審判事件 終了により訴訟に移行した事件(同法24条)を指す。

③ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には,第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数 あるところ, 当該事件においては, 訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり, 他方で, 第1回口頭弁論から人証 調べ開始までの期間が顕著に短くなるので,手続段階別の平均期間をより的確に把握するため,分析対象から除いた。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))



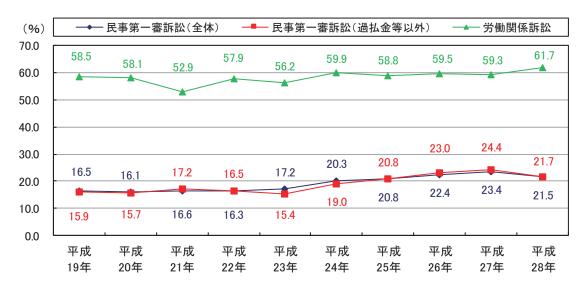
※ 平成21年以前は労働審判手続から移行した訴訟事件を除いて統計データを集計することができない。

〇 上訴に関する状況

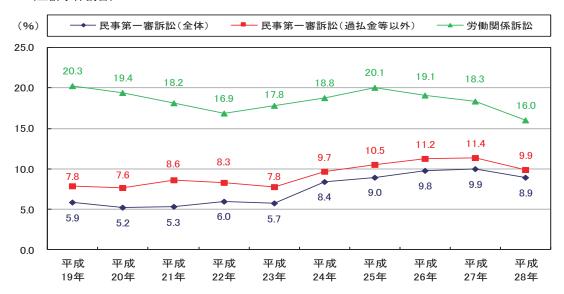
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い 水準で推移している。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

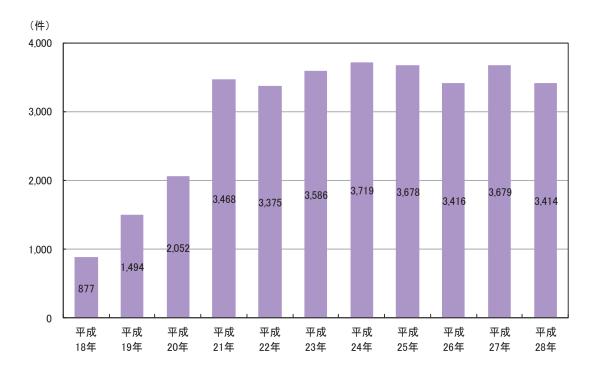


(参考) 労働審判事件の概況等

〇 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、平成28年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で 終局した事件の割合は前回(67.9%)から4.5%増加し、72.4%となっている。労働審判で終局した事件の割 合は,前回(18.6%)より4.3%減少し,14.3%となっており,そのうち,異議申立てがあった事件の割合は, 前回の56.2% (356件) から増加し、62.8% (316件) となっている (第6回報告書62頁【表15】参照)。

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
労働審判	503
77 17 17	14.3%
調停成立	2,551
 	72.4%
24条終了	128
24未終]	3.6%
取下げ	305
AX I.I.)	8.7%
却下∙移送等	37
动 1、移运等	1.0%

労働審判	503
うち異議申立て あり	316
うち異議申立て なし	187

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は 5.3%(187件)であり、調停が成立したもの及び労働審判が確定したものの合計が労働審判事件全体に占め る割合は、前回(76.0%)より1.7%増加し、77.7%となっている(第6回報告書62頁【表15】参照)。もっ とも,取下げで終局した事件(8.7%)の中にも,当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したもの があると考えられるため、全体の8割弱の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているもの と考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については、【表16】のとお 【表16】審理期間別の既済件数,事件 り,前回(79.5日)より0.4日間短くなり79.1日となっている (第6回報告書63頁【表16】参照)。また、審理期間別の既 済件数及び事件割合について、【表16】のとおり、3月以内 に終局した事件の割合は69.2%となっており,前回(66.8%) から2.4%増加した(第6回報告書63頁【表16】参照)。

割合及び平均審理期間(労働 審判事件)

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,524
平均審理期間(日)	79.1日
1月以内	96 2.7%
1月超2月以内	1,072 30.4%
2月超3月以内	1,271 36.1%
3月超6月以内	1,051 29.8%
6月超	34 1.0%

申立人代理人の選任状況については【表17】のとおりであり、8割 【表17】 申立人代理人の有無別 を超える水準で申立人代理人が選任されている状況に、前回から大 きな変化は見られない (第6回報告書63頁【表17】参照)。

の既済件数(労働審判事

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,087 87.6%
申立人代理人なし	437 12.4%

〇 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推 移している。

労働審判手続は,3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である(労働審判法15条 2項)ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ 迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事 件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交 渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続(労 働関係訴訟, 民事調停等) も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう4(第4回報告書 施策編58頁でも,適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照)。そし て、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交 渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記 載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」(労働審判規則17条から19条等 参照)の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよ う。

⁴ 適切な手続の選択に関する議論について, 第6回報告書 64 頁参照

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数及び平均審理期間は、ともに平成18年以降の推移の範囲内に収まっているが、平成26年と比べて平均審理期間が若干短縮した。

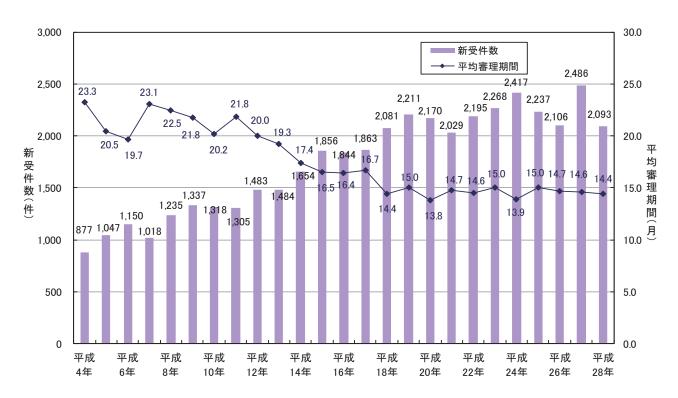
当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回(61.6%)より10.7%減少し、人証調べ実施率は前回(28.9%)より6.2%減少した。双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあることから、平均審理期間の短縮はこれらの事件割合の減少が影響したものと考えられる。

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率)について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2000件を超える高い水準で推移し、平成28年は2093件となった。

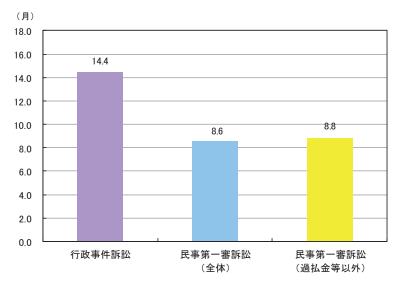
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



¹ 行政事件訴訟とは,抗告訴訟(取消訴訟,不作為の違法確認訴訟,無効等確認訴訟,義務付け訴訟,差止訴訟),当事者訴訟, 民衆訴訟及び機関訴訟を指し,国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない(行政事件訴訟法2条から6条) (第1回報告書 128 頁参照)。

平均審理期間は、平成4年以降大幅に 短縮しており、平成18年以降はおおむね 14月から15月の範囲で推移していると ころ、平成28年の平均審理期間は14.4月 であり、平成26年(14.7月)と比べて若 干短縮した(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



〇 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く(前回の25.1%から24.5%へと若干減少している。),1年を超える事件の割合が高い(前回の48.3%から44.2%へと減少している。)傾向があることは,前回と同様である(第6回報告書66頁【表3】参照)。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	2,375	148,016	99,500
平均審理期間(月)	14.4	8.6	8.8
6月以内	583	84,526	55,177
6月以内	24.5%	57.1%	55.5%
6月超1年以内	745	29,845	19,296
0月旭1千以内	31.4%	20.2%	19.4%
1年超2年以内	707	24,903	18,587
1	29.8%	16.8%	18.7%
2年超3年以内	213	6,259	4,661
2年起3年以内	9.0%	4.2%	4.7%
3年超5年以内	106	2,130	1,564
3年起3年以内	4.5%	1.4%	1.6%
5年を超える	21	353	215
5年で超える	0.9%	0.2%	0.2%

〇 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり,前回から大きな変化は見られない。行政事件訴訟の性質上,大半の事件は判決で終局しており,和解による終局はほとんどない(第6回報告書66頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	1,847	61,323	45,425
刊次	77.8%	41.4%	45.7%
うち対席	1,644	36,803	26,098
(%は判決に対する割合)	89.0%	60.0%	57.5%
和解	19	52,957	34,520
个山州午	0.8%	35.8%	34.7%
取下げ	321	23,683	10,957
AX I'I)	13.5%	16.0%	11.0%
それ以外	188	10,053	8,598
てれいか	7.9%	6.8%	8.6%

〇 訴訟代理人の選任状況

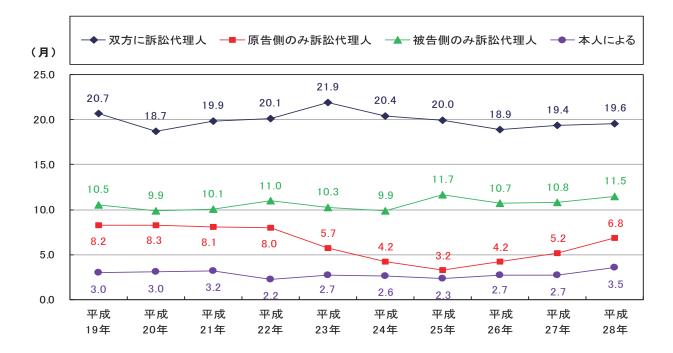
訴訟代理人²の選任状況については【表 5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回(61.6%)より10.7%減少して50.9%となっており、他方で被告側のみに訴訟代理人が選任された事件や双方とも本人による事件の割合³が前回(それぞれ24.8%、10.7%)より増加している(第6回報告書67頁【表 5】参照)。【図 6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫

【表5】 訴訟代理人の選任状況 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に	1,210	64,190	46,263
訴訟代理人	50.9%	43.4%	46.5%
原告側のみ	98	55,582	31,055
訴訟代理人	4.1%	37.6%	31.2%
被告側のみ	771	4,389	3,035
訴訟代理人	32.5%	3.0%	3.1%
本人による	296	23,855	19,147
本人による	12.5%	16.1%	19.2%

して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である(第6回報告書67頁【図6】参照)。

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



² 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲V. 1. 2)においても同様である。

³ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書140頁参照)。

〇 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁴は【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(2.7月)から若干長期化した一方,平均期日回数は前回(5.5回)から若干減少した(第6回報告書68頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	5.0	4.7	4.9
うち平均口頭弁論 期日回数	3.9	2.0	1.9
うち平均争点整理 期日回数	1.2	2.7	3.0
平均期日間隔(月)	2.9	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は 【表8】のとおりである。争点整理実施率 は,前回(19.6%)から1.3%減少して18.3 %となっており、民事第一審訴訟事件と 比べて顕著に実施率が低い傾向が続いて いる⁵(第6回報告書68頁【表8】参照)。

争点整理手続の実施件数及び実施率は 【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	434	59,614	43,196
続 整理	実施率	18.3%	40.3%	43.4%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回の28.9%から22.7%へと減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数は、前回(2.2人)からほとんど変化がない(第6回報告書68頁【表9】参照)。【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率が

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

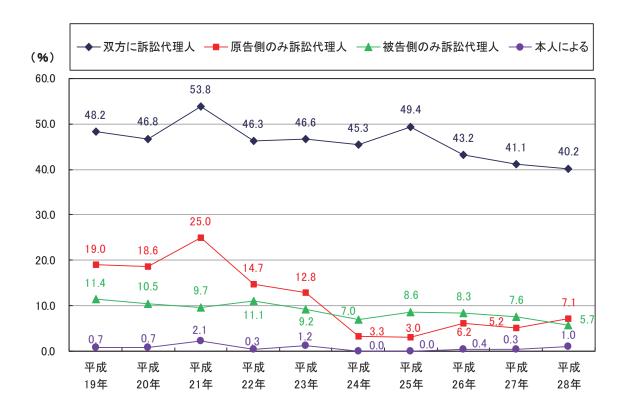
事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	22.7%	14.6%	16.6%
平均人証数	0.5	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.1	2.7	2.7

それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは,前回と同様である(第6回報告書69頁【図10】参照)。

⁴ 平均期日間隔は 2.9 月であり、民事第一審訴訟よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する場合が多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書 130 頁参照)。

⁵ 行政事件訴訟では、通常の口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編 53 頁参照)。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間 及び平均人証調べ期間については【表11】のとお りであるところ、平均審理期間は前回(23.7月) よりも1.6月長期化して25.3月となっており、平均 人証調べ期間は前回(0.4月)よりも若干長期化し て0.6月となっている(第6回報告書69頁【表11】 参照)。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間 及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

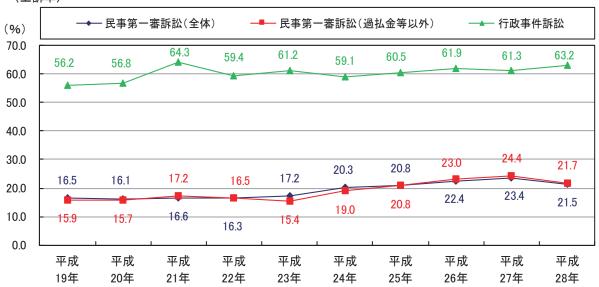
平均審理期間(月)	25.3
平均人証調べ期間(月)	0.6

〇 上訴に関する状況

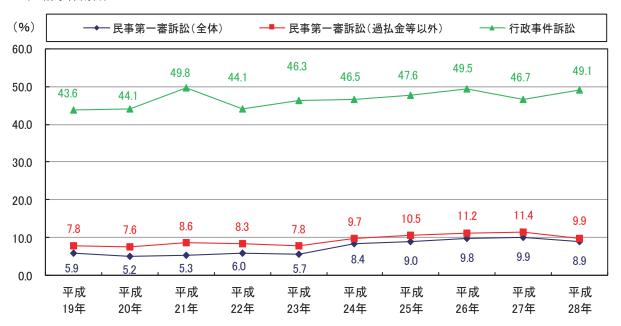
上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、いずれも、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い傾向が続いている。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

1 実情調査の位置付け(目的)

民事第一審訴訟事件については、第6回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。そこで、今回の検証では、認識共有の現状等や、認識共有を阻害する要因を分析し、認識共有のための実務上の工夫及びそのあい路に係る実情調査を行うこととした。また、付随的に、合議体による審理の活用の実情や、法曹人口が増加する一方で民事訴訟事件が減少ないし横ばいとなっている要因等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成28年2月及び9月に、大規模、中規模及び小規模の地方裁判所本庁各1庁の計3庁の裁判所並びに上記本庁3庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

2 争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有

(1) 実情調査の結果

ア 認識共有の現状等

裁判所の側からは、①単純な事件において、準備書面の記載等から当事者との間で認識にそごがないと確認できる場合には、明示的に争点等を確認していないが、それ以外の場合には、特に争点整理の中盤から終盤に掛けて、争点の軽重や重要な間接事実が何かという点について、釈明権の行使や暫定的心証開示等を通じて認識共有を図っている、②争点整理の結果の記録化については、審理の過程で重要な事項を調書に記載するほか、複雑な事件では争点整理表等を作成することもあるが、弁論準備手続終結段階で争点等を調書に記載することは必ずしも多くなく、記載する場合も、争いのある主要事実を摘示する程度にとどまることが多いといった現状認識が示された。

他方、代理人の側からは、①裁判所から求釈明を受けることはあっても、争点やその軽重を明示的に確認されることは少ない、②争点整理序盤における訴訟指揮については裁判官ごとに大きな違いはないが、中盤以降は積極的に自らの認識を明示して的確に整理を進める裁判官とそうでない裁判官に分かれるといった指摘がされている。

そして、裁判所と当事者との間で認識が共有できた事件では、争点整理が円滑に進み、早期に和解や判決に至っているが、認識の共有が図られなかった事件では、認識のそごが生じ、①裁判所が求めた事項と異なる内容が記載された準備書面が提出される、②代理人が過剰な主張立証を行って争点が拡散する、③争点の位置付けや軽重に関する認識のそごが審理終盤で明らかになる、④当事者が不意打ちと感じる判決が出されるといった弊害が生ずることがある。

イ 認識共有を阻害する要因

裁判所と当事者との間の認識共有を阻害する客観的要因(事件の性質の変化等)としては、新たな専門的知見を要する事件や非典型的な事件(裁判所及び当事者の一方又は双方に知見の蓄積がない。),感情的対立の激しい事件といった認識共有の難しい事件の増加が挙げられる。

また、裁判の担い手(裁判所及び当事者)に関する要因としては、①裁判官の争点整理に対する消極的姿勢のほか、②本人に対する代理人の影響力の低下、③争点整理に対する代理人の受動的姿勢、④争点整理段階における心証開示等に関する裁判官と代理人の意識のそご(それぞれの手続段階に応じて事

案の解明を目指す裁判官のアプローチと裁判官の時々の心証に集中しがちな代理人のアプローチの違い) といった点が挙げられる。

ウ 認識共有のための工夫及びあい路

裁判所は、当事者との間で争点等についての認識を共有するため、釈明権の行使や暫定的心証開示を行い、口頭の議論の活性化を図っているが、釈明権の行使や暫定的心証開示によっても裁判所の意図が当事者に正確に伝わらないことがあり、裁判所と当事者との認識共有が進まなかったり、当事者からの予期しない反応や過剰な主張立証を招きかえって争点が拡散したりするといったあい路がある。これに対しては、①求釈明等の際に裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②暫定的心証開示の際に、飽くまでも現時点における裁判所の認識であり誤解等があれば指摘してほしい旨を説明した上で、結論ではなく枠組みを提示するといった工夫がされている。また、口頭の議論の活性化については、裁判所及び代理人の準備不足や、代理人が裁判所の心証への影響等を懸念して即答を避ける傾向があるといったあい路があり、これに対しては、①十分な準備ができるように集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告する、②議論の際に理解を助けるため一覧表等の書面やホワイトボード等のツールを活用するといった工夫がされている。

そして、認識共有が図られたことの確認等の観点から、争点整理の結果について調書記載等による記録 化が行われているが、記載の正確性の確保や当事者との調整のために相応の労力と時間が必要となると いったあい路があり、これに対しては、認識共有のためのツールと割り切って余り厳密な記載を目指さ ないといった工夫がされている。

さらに、審理の見通しについての認識を共有し、迅速な審理を実現するため、計画的審理も行われているが、計画を立てても予定どおり進行しないことが多いといったあい路があり、これに対しては、①審理状況に応じて考えられる当面の進行を当事者に伝え、和解協議等の意向を聴取しつつ認識共有を図る、②事案に応じて、期日でのやり取りや今後の双方当事者への「宿題」等を記載したメモを当事者に渡すといった工夫がされている。なお、大規模庁を中心に、裁判所と弁護士会との間で争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われ、認識共有の促進においても一定の成果を上げているが、そのような意見交換に参加していない裁判官・弁護士への成果の還元が課題となっている。

(2)検証検討会での議論

検証検討会では、争点整理期間の長期化の一因である認識共有の客観的阻害要因について、法律構成自体から整理が必要となる非典型的な損害賠償請求事件の増加等の影響が大きいとの意見があった。この点については、非典型的な事件の中にも、インターネット関係の事件や新たな金融商品に係る損害賠償請求事件のように、当初は認識共有が困難でもノウハウが蓄積することにより定型化が進んでいく事件もあり、このような事件については、定型化に向けた工夫が必要であるとの意見も出された。

また、認識共有を阻害する裁判の担い手に関する要因については、裁判所と当事者との間で明示的に争点等を確認していない事件においては争点が拡散するなどして期日が一、二回余分に行われることもあるのではないかとの指摘があったほか、裁判官、代理人ともに争点整理が双方向のコミュニケーションの場であるとの意識が不足しているとの意見があり、実情調査においても、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかとの印象を受ける裁判官もいたとの指摘もあった。他方、代理人については、争点整理が裁判所と代理人とで協働して行うものであるとの認識が既に定着しているとの意見もあったが、現状ではなお受動的な姿勢にとどまっている代理人が多いとの意見もあった。そして、これらを踏まえ、争点等について裁判所と当事者との間で認識共有を促進していくためには、①争点等を言葉に出して確認することについての裁判官、代理人双方の意識付けが重要である、②裁判官及び代理人がそれぞれどのような役割を果たすべきかを考える必要がある、③争点整理を実質化するには代理人の努力も必要であるがまずは裁判官の工夫により突破口を見つけるべきであるといった意見が出された。

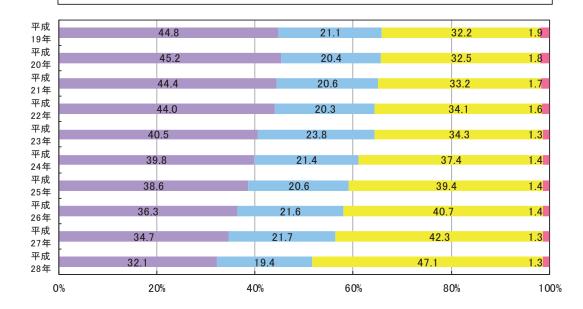
(3) 関連する定量的データ

ここで、認識共有を阻害する客観的要因に関し、若干の定量的データを説明しておく。

【図】は、平成19年のデータを基準に平均審理期間の長短で事件類型を4分類した上1,各年の民事第一審訴訟(人事訴訟事件及び「金銭のその他」事件を除く)の既済事件総数に占める割合の推移を見たものである。事件票上の事件の分類が現在のものとなった平成19年以降、平均審理期間が短い事件類型(建物、貸金等)の既済件数の割合は減少し、他方、平均審理期間が比較的長い事件類型(その他の損害賠償(非典型的な損害賠償請求事件が多いと思われる。)や労働、知的財産等)の既済件数の割合が増加していることが分かる。ところで、平均審理期間の長短に照らすと、前者の事件類型は単純平易なものが多いのに対し、後者の事件類型は相当程度複雑困難なものが多いと考えられる。そうすると、定量的データからも、近年、単純平易な事件の大幅な減少及び相当程度複雑困難な事件の大幅な増加により、事件全体としては複雑困難化が進んでおり、特に、争点等についての認識共有が困難となる非典型的な損害賠償請求事件が増加しているということができる。

【図】平均審理期間による事件類型別既済件数の割合の推移

- 平均審理期間が短い事件類型(建物,貸金,立替金等)
- 平均審理期間が比較的短い事件類型(土地, 売買代金等)
- 平均審理期間が比較的長い事件類型(その他の損害賠償,交通損害賠償,労働,知的財産等)
- 平均審理期間が長い事件類型(医療損害賠償, 建築瑕疵損害賠償等)



(4) 今後に向けての検討

争点整理期間の長期化傾向は前回から大きな変化が見られない²。争点整理手続を円滑に進めるためには、 裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠についての認識を共有していくことが肝要であるところ、

¹ 平成 19 年において、平均審理期間が 6 月以下の事件類型(建物、貸金、立替金、請求異議)を「平均審理期間が短い事件類型」、6 月超 12 月以下の事件類型(土地、その他、売買代金、金銭債権存否、手形異議、第三者異議、手形金)を「平均審理期間が比較的短い事件類型」、12 月超 18 月以下の事件類型(その他の損害賠償、交通損害賠償、建築請負代金、労働金銭、労働、知的財産金銭、土地境界、知的財産、責任追及等)を「平均審理期間が比較的長い事件類型」、18 月超の事件類型(医療損害賠償、建築瑕疵損害賠償、公害損害賠償、公害差止め)を「平均審理期間が長い事件類型」に分類した。これら 4 類型の内訳は、平成 19 年から平成 28 年の間、おおむね変化がない。

² 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間は,前回は 12.9 月であるところ,平成 28 年は 13.5 月と長期化している。

実情調査の結果からは、この認識共有が必ずしも円滑に行われていない場合があることがうかがわれる。

非典型的な損害賠償請求事件など比較的複雑困難な事件が増加している中で、適切かつ迅速な審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で的確に争点等についての認識共有を図る必要性がより一層高まっている一方で、認識共有の困難性も増大している。そうである以上、手続に携わる裁判所及び代理人は、認識共有を進める上で何をすべきかを十分に意識しそれぞれ必要な役割を果たしていくことが求められる。この点、裁判所においては、単に当事者の主張反論を促して対比するだけでなく、釈明権の行使や暫定的心証開示を適切に行い、口頭の議論を活性化させることが重要である。そして、このような役割を適切に果たすため、①釈明権行使等の際に、裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明する、②口頭の議論を活性化させるため、集中的な口頭の議論を行う期日を事前に予告して準備を促すといった工夫がされており、裁判所と弁護士会との間でも争点整理のプラクティスに関する意見交換が行われているところである。

もっとも、前記のとおり、裁判所の心証開示等が不十分であるとの認識を持っている代理人もなお少なくなく、当事者と認識を共有するという意識自体が希薄なのではないかとの印象を受ける裁判官もいたとの指摘もある。そこで、裁判所としては、事前準備を十分に行った上で、自らの認識をより意識的に示し、当事者との間で積極的に認識共有を図っていく必要があると思われる。釈明権の行使や暫定的心証開示については、争点整理に対する裁判所と代理人のアプローチに違いがあり、代理人の関心がその時々の裁判所の心証に集中しがちであること等をも踏まえ、裁判所の意図がより正確に伝わるよう、具体的な方法を更に検討することが必要であるし、認識共有ができたことを明示的に確認すること等も求められよう。また、認識にそごが残るおそれを減らすとともに、共有された認識の内容を客観的に確認できるようにするという観点から、争点整理の結果の記録化の在り方について引き続き検討することも必要であろう。さらに、メリハリのある争点整理手続を進め、真の争点に審理を集中させるためには、大まかな審理計画についても裁判所と当事者との間で認識を共有しておくことも有益といえ、そのための方策についての検討も課題となる。

他方、代理人には、争点整理は裁判所が主導的に行うものとして受動的な姿勢で臨むのではなく、争点の解明に主体的に関わり、共通基盤の形成を裁判所と協働して行うという発想をより強く持ち、当事者本人からの事情聴取などの事前準備を十分に行うことはもちろん、主張書面の作成においても実質的な争点を意識した記載を心掛けるなどすることも望まれるように思われる。また、上記のようなアプローチの違いを超えて、争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を目指すプロセスであることについてのイメージを共有し、裁判官による釈明権の行使や暫定的心証開示はこのようなプロセスの一環として行われているものであることへの理解をより深めることも必要であろう。そして、裁判所と弁護士会との間での協議の場を利用してこれらのプラクティスを更に洗練されたものとするだけでなく、そのような協議に参加していない裁判官や弁護士にも協議の成果を還元し、具体的な争点整理の改善に結びつけていくことも求められる。

3 合議体による審理の活用

(1) 実情調査の結果

庁の規模等による態勢の違いにもかかわらず、いずれの庁においても合議体による審理の活用に積極的に取り組まれており、代理人からも好意的に受け止められていた。合議に付す事件の選別に当たっては、事件の類型や規模、当事者の属性、判断が社会に与える影響等のほか、合議の未済件数、単独事件処理の繁忙度といった要素が考慮されている。付合議基準を策定したり、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりして合議相当事件を適切に合議に付す取組がされており、従前より広く合議体による審理の活用がされるようになっている。

このような合議体による審理の活用により、多角的な観点から争点整理を行うことができ、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まる、③審理の方向性が早期に定

まることで審理期間が短くなるといった効果が出ており、他方、合議事件の増加に伴う審理期間の長期化等 の弊害は生じていない。

(2) 検証検討会での議論

検証検討会では、現状としては、付合議の活用の取組は本当にふさわしい事件を合議にしていくとの観点からすると、なお過渡期にあるとの指摘があったが、様々な庁で合議体による審理を活用しようという取組を行っており、何か問題が生じてから合議に付すのでは遅いのではないかとの認識も出てきて、早い段階からもう少し広めに合議に吸い上げて進行を検討する取組をしているところもあることが指摘された。

(3) 今後に向けての検討

各庁において、従前より広く合議体による審理が活用されており、審理期間の短縮を含む様々な効果が現れているところである。もっとも、審理期間が2年を超える長期未済事件(合議体による審理がふさわしい複雑困難な事件が相当数含まれていると考えられる。)の多くが依然として単独事件として処理されており³、そのような事件の中には、合議に付すことにより、早期に審理の方向性を定めることができるものがあるのではないかと考えられ、なお検証が必要である。この点、多くの部において付合議基準が策定され、新件受理時に合議相当性を合議体で検討したり、定期的に単独事件の状況を部内で共有したりする取組が行われているが、これらの取組のあい路やその克服策については、部の実情に応じた具体的な検討が必要であるう。

また、合議体による審理の活用により、①判決の内容が深みのあるものとなる、②裁判所から提示される和解案の説得力が高まるといった効果も指摘されているが、単に合議事件の数を増やすだけでは、かえって事件の滞留等の弊害を生じさせるおそれもあるところであり、このような弊害を防ぎつつ、更に広く合議体による審理を活用するためには、その前提となる態勢の整備を進めていくことのほか、合議体の構成員が無理なく参加して、効率的かつ効果的な合議を行うことができるようにするための方策を模索していくことが求められる。そして、このような合議を行う上でのあい路は、部の実情に応じて千差万別であると考えられるから、これを克服するための方策についても、部の実情に応じて具体的に検討することが必要である。

4 事件動向

実情調査では、裁判所に訴訟提起される事件として、貸金や登記といった典型的なものが減少する一方で非典型的なものをはじめとする種々の損害賠償請求が増加する傾向が指摘された。また、新受事件が増加しない要因については、①弁護士人口の増加に伴い、訴訟前の交渉で双方に弁護士が代理人として就くことが増え、典型的な事件は訴訟前に解決していることが増えているのではないか、②経済活動が低調なことにより、紛争自体が減少しているのではないか、③企業では、法令遵守が進んでいる上、社会的評価や紛争解決コストを意識して訴訟を回避する傾向があるのではないか、④特定の分野ではADRの活用が進んでいるのではないかといった指摘がある一方、企業内弁護士の増加の影響については否定的な意見もあった。

検証検討会では、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続は、新受件数の抑制に影響を及ぼしているのではないかとの意見や、建築関係訴訟では、ADRに限らず、保険の影響もあって、検査等によるチェック態勢で紛争を未然に防ぐことが浸透してきているのではないかとの意見のほか、企業内弁護士の増加によって、企業間紛争の訴訟前における解決や企業の法令遵守が促進されている面もあるとの意見も出された。

³ 審理期間が2年超の既済件数は, 前回が単独事件 4044 件, 合議事件 1863 件, 合議率 31.5%, 平成 28 年が単独事件 4239 件, 合議事件 2201 件, 合議率 34.2%となっている。